

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業

# 環境影響評価方法書

2026年3月

愛知県企業庁

本環境影響評価方法書は、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 5 条の規定に基づき、作成したものである。

本書に記載した地図の作成に当たっては、国土地理院発行の電子地形図 25000、電子地形図 20 万及び基盤地図情報を使用及び複製したものである。

# 目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	3
2.1 対象事業の目的	3
2.2 対象事業の内容	4
2.2.1 対象事業の名称	4
2.2.2 対象事業の種類	4
2.2.3 対象事業の規模	4
2.2.4 対象事業実施区域の位置	4
2.2.5 対象事業の諸元	8
2.2.6 対象事業の内容に関する事項であって、 その変更により環境影響が変化することとなるもの	10
2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項	14
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	17
3.1 自然的状況	17
3.1.1 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況	17
3.1.2 騒音に係る環境の状況	30
3.1.3 振動に係る環境の状況	33
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	33
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	34
3.1.6 地形及び地質の状況	39
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	43
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	47
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び 地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況	87
3.2 社会的状況	96
3.2.1 人口及び産業の状況	96
3.2.2 土地利用の状況	98
3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	102
3.2.4 交通の状況	103
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が 特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	105
3.2.6 下水道の整備の状況	108
3.2.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	109
3.2.8 その他対象事業に関し必要な事項	145
第4章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果	147
4.1 計画段階配慮事項の選定	147
4.1.1 計画段階配慮事項の項目	147
4.2 調査、予測及び評価の結果	150

4.2.1 騒音（施設からの騒音）	150
4.2.2 悪臭	154
4.2.3 地下水の状況及び地下水質（地下水の状況）	155
4.2.4 動物（重要な種及び注目すべき生息地）	161
4.2.5 植物（重要な種及び群落）	170
4.2.6 生態系（地域を特徴付ける生態系）	179
4.2.7 景観	183
4.3 総合的な評価	191
第5章 配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解	193
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	195
6.1 環境影響評価の項目の選定	195
6.1.1 環境影響評価の項目	195
6.1.2 選定の理由	199
6.2 調査、予測及び評価の手法の選定	202
6.2.1 専門家等へのヒアリング	202
6.2.2 調査、予測及び評価の手法	205
6.2.3 選定の理由	205
第7章 その他規則で定める事項	
7.1 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	267
7.1.1 配慮書の公表及び縦覧	267
7.1.2 配慮書についての意見の把握	268
7.1.3 配慮書についての意見の概要及び事業者の見解	268
7.2 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を 決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	274
7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等	274
7.2.2 主要な建造物の計画	274

# 第 1 章

事業者の名称、代表者の氏名及び  
主たる事務所の所在地



## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 愛知県企業庁  
代表者の氏名 : 愛知県公営企業管理者 企業庁長 権田 裕徳  
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号



# 第 2 章

対象事業の目的及び内容



## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

愛知県の製造品出荷額等は、1977年以來連続で日本一であり、自動車や航空宇宙、ロボットといったモノづくり産業の拠点として、日本経済の牽引役を果たしている。特に自動車産業は、多様な業種が連なる裾野の広い企業群で構成されることから幅広い産業の集積を促進しており、2023年における輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等が約32兆円（本県製造業の57%）に上るなど、本県のモノづくりを牽引する基幹産業となっている。

現在、その自動車産業は、CASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric）と呼ばれる新領域で技術革新が進み、100年に一度の大変革期を迎えており、その対応が課題となっている。

愛知県においては、デジタル化やグローバル化が進展する中、我が国の発展をリードするため、リニア中央新幹線が全線開業し、スーパー・メガリージョンの形成が期待される2040年頃を展望し、2030年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示す「あいちビジョン2030」を2020年11月に策定し、AIやIoTなどの技術革新や、自動車産業を取り巻く環境変化を始め社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、SDGsの理念を踏まえて愛知の地域づくりに取り組んでいくこととしている。また、「あいちビジョン2030」では、西三河地域における取組方向として、次世代を担う産業等の集積に向けて、企業立地を推進するとともに、企業ニーズ等を踏まえた新たな企業用地の開発を市町と連携して進めることを掲げている。

一方、トヨタ自動車株式会社（以下、「トヨタ自動車」という。）の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組みを加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。

新工場の開発は、環境との調和に加えて、各種土地利用規制の調整、周辺の基盤整備等、愛知県、豊田市及びトヨタ自動車と連携しながら進めていく必要があるため、2025年8月、トヨタ自動車及び豊田市から愛知県に対して開発の要請が行われた。

新工場は、愛知県の中核産業である自動車産業の強化、高度化につながり、自動車産業に関連した裾野の広い業種の一層の産業集積の進展が期待されるなど、産業振興上、大きな効果が期待される。

本事業は、このような状況を踏まえ、工業用地を造成して工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的としている。

なお、本事業は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和55年愛知県条例第3号）に位置付けられている用地造成事業である。

## 2.2 対象事業の内容

### 2.2.1 対象事業の名称

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業

### 2.2.2 対象事業の種類

工業団地の造成の事業

### 2.2.3 対象事業の規模

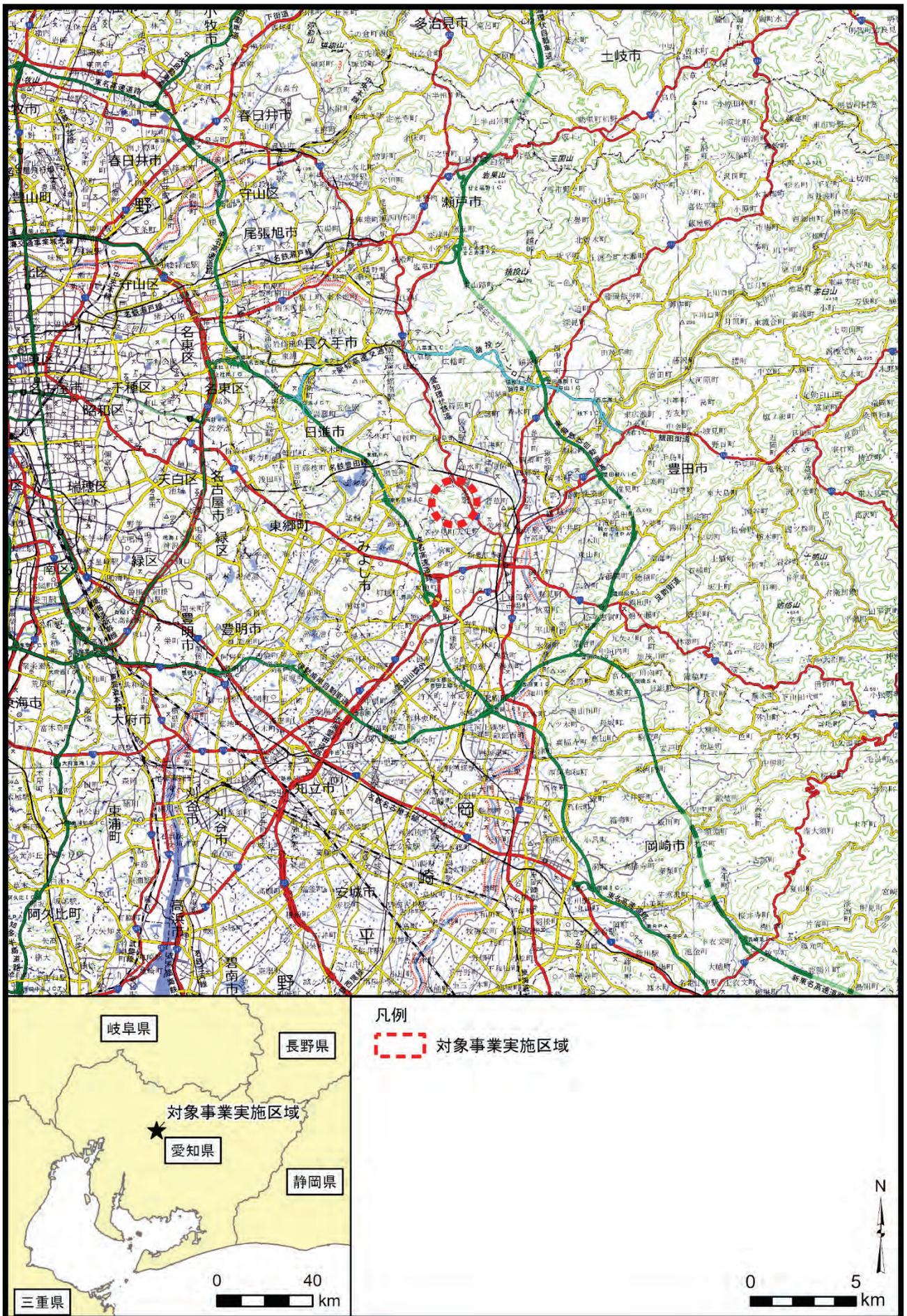
造成に係る土地の面積：約 149ha

### 2.2.4 対象事業実施区域の位置

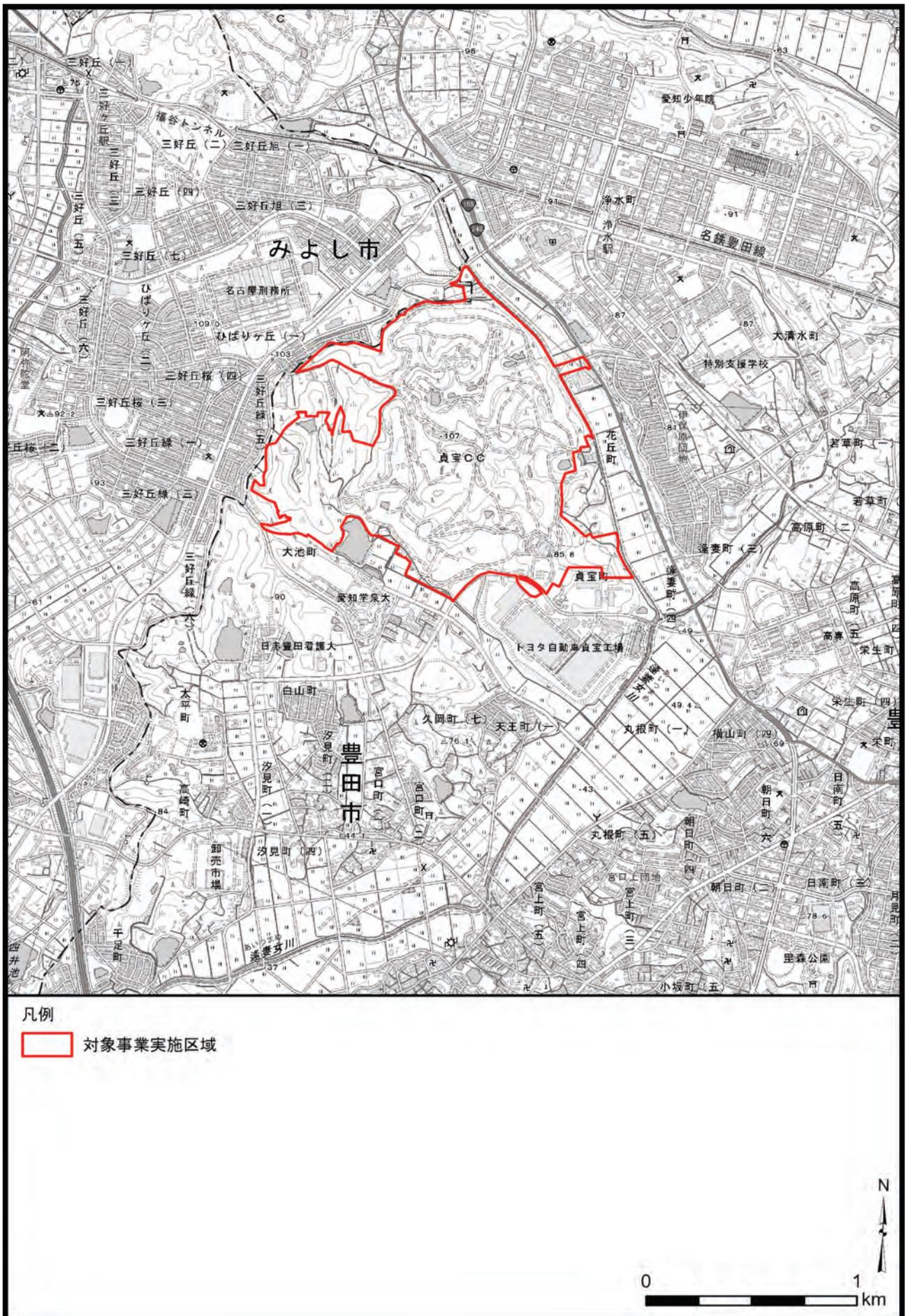
所在地：愛知県豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町、大池町及び逢妻町地内

対象事業実施区域：約 149ha

対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は、第 2.2-1 図及び第 2.2-2 図のとおりである。



第 2.2-1 図 対象事業実施区域の位置



第 2.2-2 図(1) 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況



Vantor

凡例

 対象事業実施区域

撮影日：2025年1月23日



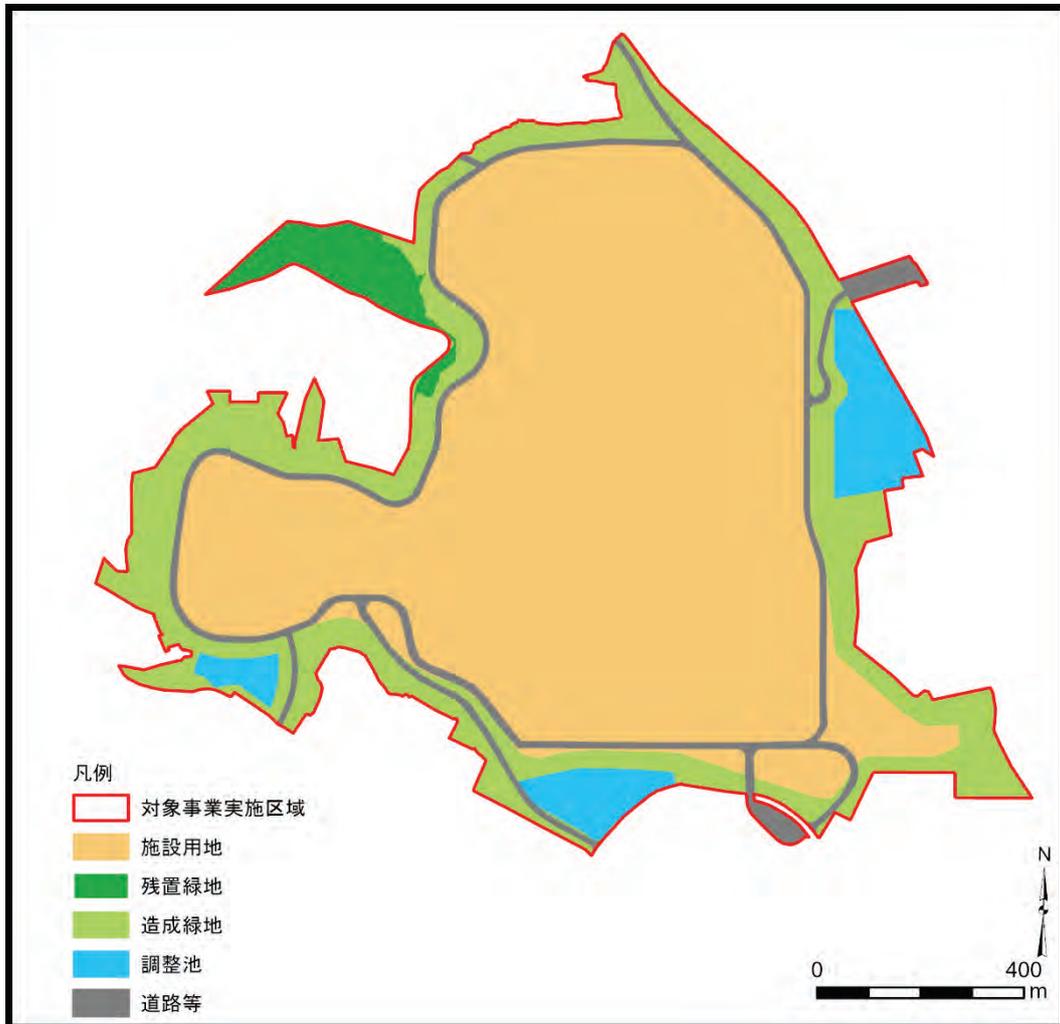
第 2. 2-2 図(2) 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況（衛星画像）

## 2.2.5 対象事業の諸元

### 1. 用地造成に関する事項

#### (1) 土地利用計画

土地利用構想は第 2.2-3 図、改変区域及び非改変区域の面積は第 2.2-1 表のとおりであり、対象事業実施区域のうち約 145ha は改変区域、約 4ha は非改変区域とする計画である。



第 2.2-3 図 土地利用構想図

第2.2-1表 改変区域及び非改変区域の面積

区分	面積	備考
改変区域	約 145ha	施設用地、造成緑地、調整池、道路等
非改変区域	約 4ha	残置緑地
合計	約 149ha	

注：土地利用の面積は、今後の土地利用計画の検討状況等により確定する。

## (2) 造成計画

施設用地の地盤高さは、標高 80～85m 程度を想定している。造成に当たっては、切土量、盛土量のバランスを取り、残土は極力発生させない計画とする。

## (3) 道路計画

対象事業実施区域の北側には市道浄水 21 号線へ接続する道路を整備し、対象事業実施区域の東側には一般国道 155 号へ接続する道路を整備する計画である。

また、対象事業実施区域の南に位置する市道貞宝線には、高架橋（オーバース）を設置し、交通流を円滑にする計画である。

## (4) 調整池計画

改変区域における雨水排水は、流末に設置する調整池において流量調整を行い、周辺河川へ放流する計画である。

調整池の位置は第 2.2-3 図のとおりであり、詳細については、関係機関等との協議を行った上で決定する。

## 2.2.6 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化するこ ととなるもの

### 1. 施設供用に関する事項

#### (1) 主な施設

供用時の主な施設は、第 2.2-2 表のとおりであり、プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程等を含む工場を整備する計画である。

第2.2-2表 主な施設

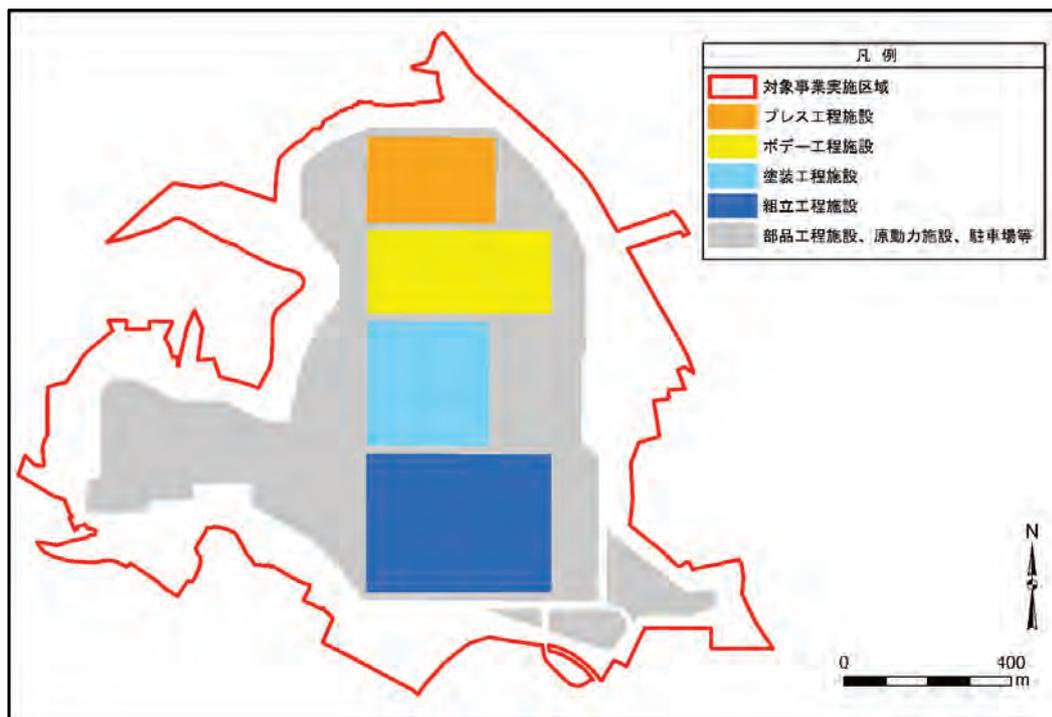
項目	主な施設
生産施設	プレス工程施設、ボデー工程施設、塗装工程施設、組立工程施設、部品工程施設
その他	原動力施設、排水処理施設、テストコース、事務館、厚生施設、駐車場

#### (2) 主要な建造物の構造及び配置

主要な建造物の構造及び配置は、第 7 章「7.2 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に示すとおり、必要な生産能力を確保しつつ、環境への配慮を踏まえ決定した。構造及び配置については、配慮書における計画から変更しており、その内容は、第 2.2-3 表及び第 2.2-4 図のとおりである。

第2.2-3表 主要な建造物の構造

施設	寸法 (長さ×幅×高さ)
プレス工程	最大約 200m×約 300m×約 25m
ボデー工程	最大約 200m×約 440m×約 25m
塗装工程	最大約 300m×約 300m×約 40m
組立工程	最大約 340m×約 440m×約 25m



第 2.2-4 図 主要な建造物の配置

### (3) エネルギー利用計画

供用時におけるエネルギーは、施設については電気、都市ガス、A重油等を使用する計画であり、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

施設における燃料使用量は、都市ガスが最大約 27,000 千 m<sup>3</sup>/年、A重油が最大約 200kL/年を計画している。

### (4) 水利用計画

#### ① 給水計画

上水は、豊田市営水道から供給を受ける計画である。工業用水は、愛知県から供給を受ける予定である。なお、地下水は緊急時のみ利用する。

#### ② 排水計画

施設排水及び生活排水は、対象事業実施区域内に設置する排水処理施設において適切な処理を行った後、調整池を経由して周辺河川へ放流する計画であり、排水位置は関係機関との協議を踏まえ決定する。

特定排水の量は、最大約 7,300m<sup>3</sup>/日を想定しており、今後の詳細設計により決定する。

### (5) 工事に関する事項

#### ① 工事内容

本事業における主な工事は、用地造成工事及び施設建設工事である。

用地造成工事は、進入道路整備や樹木伐開等を行い、その後、排水工事（沈砂池・調整池工事等）、造成工事（切土・盛土工）等を行う計画である。

施設建設工事は、基礎工事、躯体工事、外装工事、内装工事等を行う計画である。

ただし、詳細な工事内容及び具体的な工法については現在検討中である。

#### ② 工事期間の概要

本事業における主な工事工程は、第 2.2-4 表のとおりである。

用地造成工事の工事期間は約 4 年、施設建設工事の工事期間は約 3 年を予定しているが、詳細については現在検討中である。

第2.2-4表 主な工事工程（予定）

着工後年数	1	2	3	4	5	6	7
用地造成工事	■						
施設建設工事				■			▼施設供用

注：上記工程は現在の予定であり、今後、変更の可能性がある。

## (6) 交通に関する事項

### ① 工事中の主要な交通ルート

工事における関係車両（以下、「工事関係車両」という。）の主要な交通ルートは、第 2.2-5 図のとおりである。

工事関係車両は、一般国道 155 号（豊田南バイパス（2026 年度開通予定）を含む）、市道貞宝線、市道豊田西部線等を使用することを想定している。

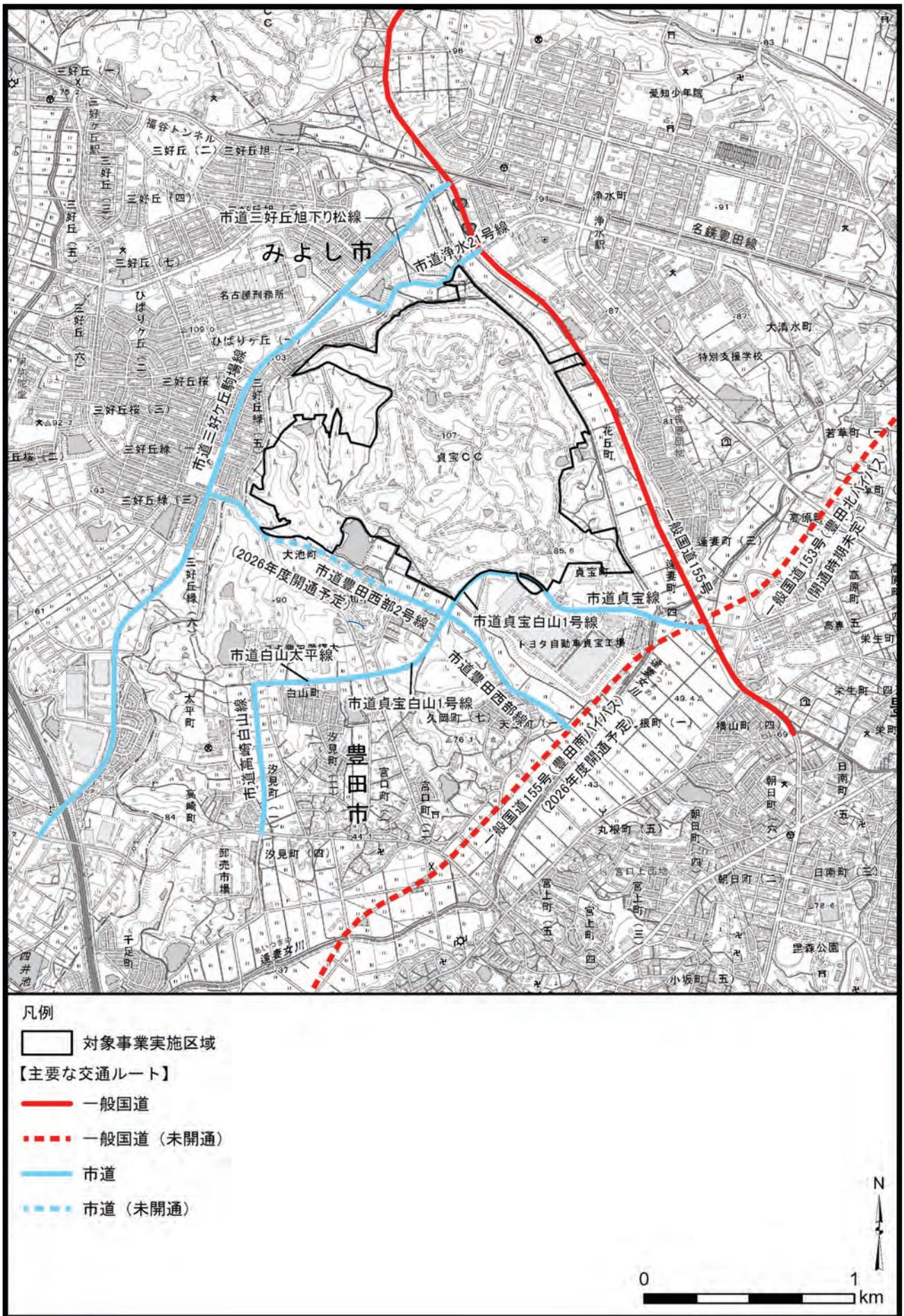
### ② 施設供用時の主要な交通ルート

施設供用時における関係車両（以下、「施設関係車両」という。）の主要な交通ルートは、第 2.2-5 図のとおりである。

施設関係車両は、主として一般国道 155 号（豊田南バイパス（2026 年度開通予定）を含む）、市道貞宝線、市道豊田西部線等を使用することを想定している。

対象事業実施区域の北側には市道浄水 21 号線へ接続する道路を整備し、対象事業実施区域の東側には一般国道 155 号へ接続する道路を整備する計画である。

また、対象事業実施区域の南の市道貞宝線には、高架橋（オーバースタック）を設置し、交通流を円滑にする計画である。



第 2.2-5 図 主要な交通ルート

## 2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項

本事業の計画策定時において環境に配慮した事項は、以下のとおりである。

なお、今後の環境影響評価手続きにおいて、より具体的な環境配慮事項を検討していく。

### 1. 工事の実施における環境配慮

#### (1) 資材等の搬入及び搬出

- ・ 工事工程等の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、用地造成工事及び施設建設工事におけるピーク時の台数を低減することで、大気質、騒音、振動、温室効果ガス等の環境への影響の低減に努める。
- ・ 工事関係車両について低公害車の積極的な利用を図るとともに、急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等のエコドライブの徹底を図ることで、大気質、騒音、振動、温室効果ガスの環境への影響の低減に努める。

#### (2) 建設機械の稼働等

- ・ 建設機械は工事規模に応じて適切に配置し、効率的に運用することで稼働台数を低減し、大気質、騒音、振動、温室効果ガス等の環境への影響の低減に努める。
- ・ 排出ガス対策型、低騒音・低振動型、低炭素型の建設機械を可能な限り使用することで、大気質、騒音、振動、温室効果ガス等の環境への影響の低減に努める。
- ・ 敷地境界付近での工事に際しては、必要に応じて仮設防護柵等を設置し、粉じんの飛散、騒音の影響等の低減に努める。
- ・ 建設機械の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努める。

#### (3) 掘削、盛土等の土工

- ・ 必要に応じて散水等を行うことで、粉じんの発生を抑制を図る。
- ・ 造成工事中は、板柵等を必要に応じて設置し、土砂の区域外への流出を防止するとともに、工事区域の流末に仮設調整池等を設置し、土砂・濁水の流出を防止する。
- ・ 外周部には可能な限り残置緑地又は造成緑地を配置し、盛土法面は積極的に緑化を行うことで、動物の生息環境、植物の生育環境への影響及び雨水の直接流出の低減に努める。
- ・ 切土・盛土法面において浸食が懸念される場合は、必要な応急処置を実施し、裸地の期間が短くなる工事計画の検討及び造成後は可能な限り速やかに緑化を行うことで、早期の法面の安定確保に努める。また、緑化に当たっては、可能な限り現存植生等を考慮するとともに、対象事業実施区域周辺の自然とのつながりを確保する。
- ・ コンクリート工事に伴うアルカリ排水の流出防止を図るため、コンクリート構造物はできる限りコンクリート二次製品を利用してコンクリート打設量を少なくする。
- ・ 掘削範囲は必要最小限とし、掘削に伴う発生土は、対象事業実施区域内で埋戻し及び盛土として可能な限り有効利用することで、残土は極力発生させない。

### 2. 土地又は施設の存在及び供用における環境配慮

#### (1) 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在

- ・ 盛土施工に当たっては、十分な転圧締固め等の施工管理を行い、法面の安定性を向上させるとともに、土砂流出の防止を図る。
- ・ 法面崩壊による土砂流出を防止するため、法面緑化を施し、崩壊を防ぐ構造とする。
- ・ 盛土法面の安定性確保、擁壁の安定性のための基礎支持力の確保、盛土部の圧密沈下に伴う周辺地盤変形の防止対策のため、必要に応じて盛土法尻部において地盤改良を行う。

- ・ 造成法面及び施設用地は可能な限り緑化することで、地下水の状況への影響の低減に努める。また、緑化に当たっては、可能な限り現存植生等を考慮するとともに、対象事業実施区域周辺の自然とのつながりを確保する。
- ・ 土地利用状況及び地形の特性を踏まえ、主要な建造物は可能な限り対象事業実施区域の中央部に配置することで、日照阻害に関する影響を回避する。
- ・ 対象事業実施区域周辺の生活環境及び動植物の生息・生育環境を保全するため、照明設備の配置、照明の方向及び強度に配慮する。
- ・ 敷地の周囲には可能な限り緑地を配置し、周辺からの眺望景観に配慮するとともに、工場の建屋等の色彩は、「豊田市景観計画」（豊田市、2018年）の景観形成基準との整合を確保し、周辺環境との調和を図る。

## (2) ばい煙の排出

- ・ 利用可能な最新の設備を導入することにより省エネルギー化を図るとともに、エネルギー源については可能な限り化石燃料から電力へ転換することで、ばい煙の排出の低減に努める。

## (3) 汚水の排出

- ・ 施設排水及び生活排水は、対象事業実施区域内に設置する排水処理施設において適切な処理を行った後、周辺河川へ放流することで、水質、動物の生息環境、植物の生育環境への影響の低減に努める。

## (4) 機械等の稼働

- ・ プレス工程施設、ボデー工程施設等の主要な建造物は、最寄り住宅との離隔を確保することで、騒音及び振動が周辺の生活環境に及ぼす影響の低減に努める。
- ・ 騒音及び振動の発生源となる機器は可能な限り建屋内に収納するとともに、強固な基礎に固定する等、必要に応じて防音・防振対策を実施することで、周辺の生活環境に及ぼす影響の低減に努める。
- ・ 塗装工程においては、低VOC塗料の採用、塗着効率の向上等により揮発性有機化合物（VOC）の排出削減に努め、臭気の発生抑制を図る。

## (5) 製品、廃棄物等の搬入及び搬出

- ・ 施設関係車両の運行は可能な限り効率化・分散化を図ることで、大気質、騒音、振動、温室効果ガス等の環境への影響の低減に努める。
- ・ 施設関係車両について低公害車の積極的な利用を図るとともに、急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等のエコドライブの徹底を図ることで、大気質、騒音、振動、温室効果ガス等の環境への影響の低減に努める。

## (6) 環境に負荷を与える活動

- ・ 産業廃棄物は、分別回収・再使用・再生利用により、可能な限り有効利用を図り、有効利用が困難な産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託して適正に処分する。
- ・ 「トヨタ環境チャレンジ2050」に掲げる2050年に工場の生産におけるCO<sub>2</sub>排出量ゼロ及び2035年に工場の生産におけるカーボンニュートラルの目標達成に向け、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

